

機関紙『かいな』  
を支える  
財政支援カンパを  
お願いします



全日本金属情報機器  
労働組合(JMIU)  
日本アイビーエム支部  
東京都港区赤坂2丁目200-6  
川瀬ビル5F 〒107-0052  
TEL.: 03-3583-9037  
FAX.: 03-5562-0853

定価 月 500円

### 退職強要・人権侵害裁判

# いよいよ証人尋問始まる

2月25日 10時より 東京地裁619号

退職強要・人権侵害裁  
判の証人尋問がいよいよ  
始まります。下記は20  
09年、提訴にあたって  
の声明文です。後に1人  
原告が増え、現在4人の  
原告で闘っています。

## 人格否定、暴力行為、誹謗中傷など人権侵害による退職強要は許さない！

- 日本IBM・損害賠償請求裁判の東京地裁提訴にあたって -

- (1) 本日、JMIU日本アイビーエム支部組合員3名が、日本アイ・ビー・エム株式会社(以下、日本IBMという)を相手どり、人格否定、暴力行為、誹謗中傷などの人権侵害を伴う退職強要の差し止めと損害賠償を求め、東京地方裁判所に提訴した。
- (2) 被告である日本IBMは、昨年10月から年末にかけて、米IBMの指導のもと、用意周到に準備されたマニュアルに従い、育児休業中や健康を害していたり心身に障害をもっていたりして立場の弱い労働者、会社が恣意的に低評価にした労働者をターゲットとして、労働者の人格を否定する恫喝や誹謗中傷、暴力行為をとともなう面接を強要して執拗な退職強要を繰り返し、さらに退職に同意しない社員に対しては「48時間以内に退職を選択しなければ解雇する」と恫喝した。この結果、JMIUの推定ではわずか3か月間のあいだに約1500名の社員が泣く泣く自主退職の合意に追い込まれた。また、乱暴な会社の退職強要によって精神的ショックを受け、未だ出勤できない労働者や精神疾患の病状を悪化させた労働者が続出した。JMIUに加入し労働組合の力で退職強要を跳ね返した労働者に対しても、その後も、人事評価の格下げなどのいやがらせを続けている。
- (3) 日本IBMは、2008年12月決算においても、前年度とほぼ同水準の約1000億円の純利益をあげる優良企業であり、リストラを行う経済的必要性はまったくない。ましてや、整理解雇要件を満たさずに労働者を退職に追い込むという不当な目的のために、労働者の人権蹂躪という不法行為を会社の指示のもとに繰り返す日本IBMの卑劣なリストラは絶対に許されない。
- (4) わたしたちは、単に3人の原告の権利保全というだけでなく、日本IBMの異常なリストラ・退職強要の実態を社会的に告発することによって、退職を余儀なくされた労働者の名誉を回復させ、今後はこのような退職強要を絶対に繰り返させないために裁判提訴に踏み切ったものである。また、この裁判は、全国に吹き荒れる「グローバル化」に名を借りた大企業のリストラ・権利侵害の攻撃に対し労働者の権利の雇用と生活をまもる闘いでもある。この裁判に必ず勝利するために総力をあげることを決意するとともに、全国の労働者・労働組合、国民のみなさんのご支援を心から訴えるものである。

2009年5月29日

全日本金属情報機器労働組合(JMIU)  
同 日本アイビーエム支部  
日本IBM慰謝料等請求事件弁護団

低評価者を退職させ、新たに2500人が低評価者に

2010年のPBCが確定し、組合へ退職勧奨の相談が増えています。入社1年目や数年の社員に退職勧奨していることに驚かされま

す。社員を育てようとする気はこの会社からなくなりまし

た。従業員を稼働率で管理し、それで評価し、そして退職勧奨を行う、それが成果主義です。

昨年の評価は3と4で15%以上とのことですので、総社員数から見れば、およそ2500人が低評価をつけられた計算になります。きつと評価に納得できない社員の方が多いと思われま

す。これが業績改善プログラムが

誰でも納得できるPBC評価の可視化を

会社はPBC目標の可視化を図るとい

うが

始まりま

す。そして退職勧奨を受けま

す。ほとんどの方が「なぜ私が?」と思っ

てしまう。評価に納得できないとい

うことで最終のサブミットをしな

くても、その場合はラインが一方

的なコメントを記入して、強制

終了をしま

います。別途納得できない理由などを申し

立ておき、ラインの好き勝手にさ

れないよう対処する必要があります

が、今年から部門長のPBC

目標の可視化をすることができ

ますが、どのよう

な可視化なのか、注視していく必要

があります。会社にとって都合のいい

制度変更ではなく、評

価に

係

なく全従業員が昇給することが私たちの要求です。

また、1月26日でPBCが確定した訳ではありません。上司、上長に対し面談を要求しましょう。もし面談を拒否されたら組合に相談して下さい。

### 組合なんでも相談窓口担当者

事業所名	職場名	氏名	電話番号
豊洲	ITD デリバリー・マネジメントサポート	兼松 牧夫	1801-7461
本社	I G A S .センターサービス	明石 亘	1712-3435
本社	SO事業推進・SOオペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	価格計画・価格管理	石原 隆行	1712-9867
本社	本社総務	山本 初枝	1712-3097
本社	ビジネス トランスフォーメーション コンサルタント	永墓 正寿	080-1393-1325
幕張	ファイナンス・サポートセンター計画	橋本 雄二	1819-3039
幕張	SWLAB 第一 Lotus T-Supp	田中 純	1243-2439
名古屋	PMC 第二PMコンピテンス	板倉 浩	1416-3264
横浜北	製造SO・フルフィルメント・センター経理	野上 久紀	1892-2057
大和	東日本総務 大和総務	塚本 辰博	1808-4320
大阪	I M S 第2 S S 関西サービス部	吉田 謙二	1505-3200
大阪	G F S 西日本 L C M & S P デリバリー	山本 茂秋	1505-5420
京都御池	システム開発・生産技術開発	古川 肇	1616-8523
組合事務所電話		03-3583-9037 火、水、金 10時~16時	
FAX		03-5562-0853	
e-mail		jm-ibm@ibekkoame.ne.jp HP http://www.jm-ibm.org/	

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律事務所

弁護士 水口洋介 03-3355-0614代  
http://analytica.sociaboy.txt-nifty.com/yoakemaka/  
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F  
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けま  
す。(お手数ですが電話により予約をお願いします)



## なぜ私が? 低評価...



先日、勇壮な音楽を聴きました。労働歌「インターナショナル」です。メルデー等の時によく歌われますが、先日歌声喫茶に入り歌集の中にあったのでリクエストしました。だれでも知っている曲ですが、感銘を新たにしました。この曲は、闘争歌としてフランスの労働者詩人・作曲家が19世紀末のパリ・コミューンの時に作られたそうです。聴くたびに、歌うたびに団結心が湧く、スケールの大きな歌です。日本語歌詞はご存知と思いますが、後半にこう作詞されています。海をへだてつ我等 腕かいな(結びゆく)今年もすでに会社では、色々な形のリストラが進行中です。我々一般社員は腕を組んで新たな日々を切り開いて行く。組合と共に。それが、一番確かな生き抜く方法だと感じました。(マ)